

学生生活（学部・大学院）の配慮

達成目標

本学は稲城市坂浜の地にキャンパスを構え、豊かで美しい自然環境にめぐまれている。こうした環境の中で学生たちがより充実したキャンパスライフを送ることができるよう配慮を施す必要がある。特に経済的な問題、心身の悩みやハラスメントの問題、就職・進学等の将来の問題、授業以外の課外活動の充実が学生たちの大学生活の中で大きな課題であり、これらの問題に対して、現状を把握し、適切な対応をしていかなければならない。

本学は、こうしたさまざまな学生生活の諸問題に対応してきた組織体制のあり方を改めて点検し、より柔軟かつ適切に対応するシステムへ改革していくことをめざしているが、特に学生委員会を中心に学生相談室や就職総合センター、奨学金担当の事務部門、あるいは苦情処理委員会等の有機的な連携体制の構築を達成すべき目標として考えている。

〔学生への経済的支援〕

〔現状の説明〕

本学独自の奨学金制度は特に設けていないが、日本学生支援機構（旧 日本育英会奨学金）の貸与を受けている者が、平成 15 年度末までに学部で 234 名（1 種が 100 名、2 種が 148 名で併用が 14 名）であり、年間支給総額は 173,354,000 円であった。在籍学生に対する割合は 12% であり、1 人当たり年間支給額は、740,829 円となっている。また「朝日奨学会」より 1 名、「あしなが育英会」より 1 名、月額 50,000 円の支給を受けている。その他、茨城県・平和中島財団・守谷育英会・交通遺児育英会・電通育英会の奨学金について斡旋をしているが、今年度は支給対象者がいない。

大学院の学生に対する奨学金は平成 14 年度 1 名（1 種）・平成 15 年度 2 名（1 種 2 名）・平成 16 年度 5 名（1 種 4 名、2 種 1 名）である。

本学では外国人留学生に対して、規程に基づいて、授業料の減免制度が設けられており、経済的に学業の継続が困難である者には授業料の 30%、学業成績が極めて優秀であるにも拘わらず経済的に学業の継続が困難である者には授業料の全額となっている。平成 16 年度の対象者は休学者・退学者以外全員（90 名）が授業料 30% 減免されている。なおこの他留学生は学修奨励費が 12 名（月額 52000 円）、守谷育英会 1 名（月額 2 万円）、平和中島財団 1 名（月額 10 万円）神内留学生奨学金 2 名（月額 15 万円、年間授業料 56 万円〔減免額〕、渡日・帰国旅費）がそれぞれ支給されている。

給付または貸与の推薦は、一般学生の場合学業・家計・人物・健康の 4 点を考慮することによって学生部で行われ、申請から給付または貸与に至る手続は、a) 募集の説明会、b) 申込書類の提出、c) 学生部長による面接、d) 上記の 4 項目を考慮した審査、e) 推薦、f) 給付または貸与となる。

または留学生についても一般学生と同様であるが、留学生委員会の委員長ならびに委員らに担当事務職員が加わり時間をかけて面接を実施している。

なお大学院生の奨学金については、各専攻主任と事務部の奨学金担当職員が大学院入試の結果をふまえて推薦しているが、経済的事情を勘案しなければならない学生については面談の上、個々の状況に応じて奨学金が支給されるように配慮している。

[点検・評価]

奨学金については、推薦のための審査に先立って、一般学生に対しては学生部長が直接面接し、また留学生についても留学生委員会委員長ならびに留学生委員が面接を行うというところに本学の特色がある。これは、単なる書類審査では測りがたい側面を考慮するために行われており、有効性をもっている。

日本経済の高度成長期においては、返済が負担になることはなかったが、低成長期の現在、卒業後の返済はかなりの負担となる。そこで面接によりどの程度借りたらよいのか、またはアルバイト等でまかなっていく方がよいのかというきめこまかな指導がより必要になってくる。

また大学院についても同様な方策がとられており、専攻主任が院生の経済状況などを把握し、事務部担当職員と打ち合わせた上で対応しており、院生が大学院の授業や修論作成に専念できるよう配慮している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

今後は、特に学業成績が優秀であると認められる学生に対して、授業料等の減免制度を設けることが望まれる。また安全で有効なアルバイト先の斡旋、さらにはアルバイトと学業の両立に対するきめこまやかな指導も必要である。

〔生活相談等〕

[現状の説明]

(学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮)

学部には全学科の選択科目として、「スポーツ」の授業を半期4コマ開講(前期4コマ、後期3コマ)、人間関係学科には、「生涯スポーツ論」と「健康論」という授業科目を置いている。担当教員はいずれも運動生理学を専門とする教授である。なお、「スポーツ」の授業の1コマは、夏期休暇中の集中授業で実施し、スクーバダイビングを取り入れている。

体育施設としては、学内に、体育館、テニスコート、グラウンド、プール等がある。なお、在学生のみならず、卒業生も利用できる本学の研修施設「箱根セミナーハウス」は、しばしばミ合宿等に利用され学外活動のための施設となっている。また同時に、学生や教職員の休暇に利用されており健康保持・増進にも資するものであろう。

学生の健康診断は、「学校保健法」に従って実施しているが、疾病をもつ学生が少なくなり、疾病早期発見のための健康診断の役割は薄れつつある。むしろ健康教育の一環、学生の健康に対する自己管理への動機づけとして健康診断を位置づけて毎年度4月の初旬に実施しているのが実状であると言える。保健室は、大学館地下1階に設置し、担当の職員(養護教諭)1名がその都度対応している。学生のメンタルヘルスの問題は、学生相談室と心

理相談センターで対応し、心身の健康保持・増進を図っているのが現状である。

(ハラスメント防止のための措置)

ハラスメントの防止については、従来「セクシャル・ハラスメント防止規程」(平成 11 年 4 月 1 日施行)にもとづいて、委員会が組織され、学校法人駒澤学園としては苦情処理委員会が問題の処理をおこなっている。しかるにこうしたさまざまなハラスメントの問題において学生の相談の窓口となっているのは教員・大学事務部・学生相談室等であり、こうした学生の苦情等を学生部長と学生相談室長が把握し、問題の処理を行っている。またより深刻なケースである場合には、法人組織に位置づけられる苦情処理委員会にかけられ対応することになっている。

本学では学内のセクシャル・ハラスメントの実態をまず明らかにすべく、平成 16 年 1 月に学生に対するセクハラアンケート調査を行い、データを収集している。また同時にセクハラに関する小冊子やリーフレットを作成し、学生に注意を促している。

(学生相談室)

本学の学生相談室の週当たりの開室日数は 5 日間(月曜日から金曜日まで)であり、基本的に、長期休暇期間(夏期、冬期、春期)をのぞく学期中は、常時開室している。平成 15 年度の年間開室日数は 191 日間であった。相談の受付は、9:00~17:00 の間、随時行われている。

相談室のスタッフは、本学の心理学を専門とする専任教員 5 名が相談員を兼務している。うち 1 名は臨床心理士の資格をもち、1 名は家裁調査官の経歴を持つ臨床心理学の専門家である。また、教務助手 1 名が常時相談室に待機し、相談の予約受け付けを担当している。なお、平成 13 年度には相談を担当する教員が 2 名であったが、平成 14 年度に、心理学を専門とする教員の増員にともなって担当者が 4 名になり、平成 15 年度には 5 名が配置されるようになっている。

(学生の要望・苦情への対応)

本学では学生委員会が中心となって、学生の学園生活におけるさまざまな不満・問題点について対応してきた。たとえば平成 7 年度には学生有志が本学図書館について「図書館利用に関するアンケート」を実施し、これを本学の図書委員会ならびに学生部長に提出し、貸出期間・コピーの使用・窓口対応などについて学生の便宜を図る改善がなされた。また平成 9 年から平成 12 年にかけて自治委員会が年 4 回「KNN」という学生新聞が発行されていたが、この紙面では学生のさまざまな意見・要望をおさめた投書のコーナーが設けられ、食堂のメニューの改善・バスの運行・コンピュータールームの開放・トイレの喫煙問題などさまざまな問題が寄せられている。これらの学生の意見・要望について、学生部長が学部長、学長へ伝達し、理事長・法人各部長との協議の上、具体的な改善策が施されてきた。この「KNN」は現在「駒女瓦版」として引き継がれている。

また、平成 16 年度には特に食堂のメニューと小田急バスの運行について学生から学校側に意見書が出され、特に小田急バスの運行については平成 16 年 12 月に学生自身による署名活動が(約千名の署名)行われている。これらの問題についても学生部長から学部長・学長へ伝えられ学長が理事長ならびに法人部長と協議の上、対応策がとられている。具体的には食堂の営業業者の責任者が実情を確認した上でメニュー改善が行われ、バス運行についてはバス会社の責任者に学生の署名活動の実情を伝え、次年度からのバス運行の改善

を要望している。

なお、本学では都市部から離れた立地条件にある女子大学ということで登下校時における不審者の問題が起きており、特に京王稲城駅から徒歩で通学してくる学生に不安が起きているのであるが、これについて本学では地域住民との協力のもとに「学生110番」という地域住民の家に駆け込むことができる体制を整備しつつあるところである。

[点検・評価]

(学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮)

「生涯スポーツ論」と「健康論」は、言うまでもなく、理論上の健康教育であるが、卒業後においても、直接的・実質的に心身の健康保持・増進のために配慮することは難しいと思われる。やはり、理論上の健康教育を充実させる以外にないであろう。

学生が自ら心身の健康を保持・増進し、楽しい学生生活を過ごせるよう側面から支援し、自分自身で生活のコントロールができることが最も重要である。

(ハラスメント防止のための措置)

平成15年度より本学ではハラスメント防止のための活動として、学生委員会によるセクシャル・ハラスメントのアンケート調査の実施、またハラスメント防止に関する諸注意事項をまとめた冊子の作成、あるいは啓蒙のためのリーフレット類の作成を行い、できるだけ多くの学生の注意を喚起していく活動を展開中である。アンケートの結果によると、特に深刻なケースは学内においては発生していないようである。しかしアンケート調査に協力した学生数は一部であり、その実態は未だ不明であるといわざるをえない。

(学生相談室)

過去3年間の年間相談件数は、平成13年度197件、平成14年度276件、平成15年度168件となっている。平成14年度には担当者の増員により、相談体制が十分なものとなり、継続的な相談が可能になったため、相談件数が増加したと考えられる。平成15年度にはいって、前年度より相談件数が減少しているのは、駒沢学園付属の施設として、「駒沢学園心理相談センター」が開設され、学生が自ら希望してこのセンターを利用したり、学生相談室よりも心理相談センターの援助が適した学生を紹介したりする例が出てきたためと考えられる。

相談内容は、履修や学習に関する軽微な問題から、進路や対人関係の悩みに対するカウンセリング、精神障害を持つ学生の療学支援まで多岐にわたる。なかでも、例年1年生の来談が多く、大学という新しい環境への適応促進という役割を果たしている。また、修上の問題を抱えた学生（進路や履修で悩んでいる学生や、病気等で休学せざるをえない学生など）に関しては、学生個人に対して支援を行うのみではなく、ゼミの担当教員や事務部など、他の部署との連携によって、学生を取り巻く環境を改善し、学生をサポートできるものになるように支援している。このように、本学の学生相談体制は、本学の教育機能の一環として確立されており、学生の心身の健康保持と増進に貢献していると評価できる。

(学生の要望・苦情への対応)

本学では学生委員長が主導的役割を果たしており、学部長や学生委員会を中心とした教員組織、また大学事務部長をはじめとする事務組織と連絡を密にしながら学生からの要望

や苦情、トラブルに対応している。また各教員で対応した場合でも特に重要と思われる問題は学生部長へ報告されており、大学として学生のさまざまな苦情や要望を把握する必要上こうした体制がとられており、これは小規模な大学であるが故のメリットであると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

（学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮）

健康状態を学生本人が確認するために「生涯スポーツ論」では、体力テストを行っているが、履修した学生だけが確認できるため、随時、体力テストができるような対策を設け、学期はじめのオリエンテーションなどで情報を与える必要がある。

「スポーツ」は実技であるため授業に定員を設けている。初回の授業で定員を超えた場合は抽選となり、ときには2倍もの希望学生が集まることもある。健康保持と増進のことを考えると、希望学生の全てを受け入れたいが、1人の専任教員が週に3コマを担当するのが精一杯である。学生の希望に応えるための配慮として、非常勤教員の採用を前向きに検討する必要がある。

（ハラスメント防止のための措置）

これまでハラスメントの防止に関してはアンケート調査や小冊子・チラシの作成などを実施してきたが、学生部長を通じて苦情処理委員会に対応するという特に深刻なケースは幸いなことに近年発生していない。しかし、本学においてハラスメントの事例が存在しないというわけではなく、個々の教員のレベルで対応し、学生部長へ報告がなされていないケースも見受けられる。実態を把握するために窓口となった教員が不用意に第三者に個々のケースの内容を口外することは問題であるが、大学のハラスメントの防止方策として学生部長が事態を把握し、全学的組織である苦情処理委員会において大学全体の状況を報告説明する必要があるため、今後も学生部長と個々に対応している教員との緊密な連絡関係を保持していく必要がある。またハラスメントに関しては、学生だけでなく、教員に対する注意の喚起も必用であろう。いずれにしても潜在化しているケースが多々あることは充分予想されるのであり、これまで以上に学生に対するハラスメントの防止のための基礎知識や情報を学生に提供し続ける必要がある、具体的にはセクシャル・ハラスメントのアンケート調査の実施をより徹底させていく必要がある。

（学生相談室）

平成16年6月に、「駒沢女子大学学生相談室規程」が学則に追加され、学生相談室の位置付けや運営体制が、より堅固なものになった。今後は、より積極的に、メンタルヘルスの予防活動を行っていくことが望ましいと思われる。そのためには、学生生活に関する満足度アンケートを実施し、学生のニーズにもとづく心理教育活動を展開していくことが有益であろう。また、学務課との連携により、不登校の学生や中途退学者への早期の対応を行っていくことも考えられる。

〔就職指導〕

〔現状の説明〕

本学の就職総合センターは、センター長（教員）ならびに4名の職員、計5名で構成されており、このうちセンター長と3名の職員は、元企業において実務経験を十分に積んでおり、企業人の視点で学生の就職活動に的確なアドバイスを与えている。

現在、大学4年生は350名ほど在籍し、就職活動のピーク時である3～7月に行う学生との面談が就職総合センターとしての重要な業務である。就職希望の学生への対応は、月曜から金曜までの8:50～17:50に窓口で行っており、この時間以外であっても臨機応変に対応している。また、大学に来る事ができない学生に対しては携帯電話及びメールでの対応を行っており、面接及び相談に関しては予約制を取り、学生にとって時間の無駄がないような工夫をしている。

また、毎年6月にゼミ教員が学生の内定状況を確認し、教員からの報告を受けて、就職総合センターから未内定者に連絡をし、対応するというように、小規模な大学ならではの、きめの細かい方策をとっている。

なお、平成15年度までは、3年生と4年生を対象に授業以外に就職セミナーを5時限目（16:20～17:50）の時間を利用して実施しているが、平成15年度4年生は5月と7月に各1回（31名、24名）、3年生は7月と9月に1回、10月に7回、11月に4回、12月に2回、2月に3回実施し、毎回100名～190名ほどの学生が参加している。セミナーの内容は、就職活動の流れや筆記試験対策講座、適職・自己分析、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策などである。また、11月から12月に会社研究セミナーを実施し企業（10社）の担当者を招き、業界及び会社説明などを行い、18名～67名の学生が聴講している。

本学では就職に関するセミナーを平成15年までは3年次に実施していたが、この時点で学生が就職についてはじめて具体的な検討を始めるというのが実情であった。しかし、3年生になってから自分の進路を考えるのではあまりにも遅く、より早い時点から考え行動を始める必要がある。さらに単発のセミナーだけでは、学生に対する意識改革を進めていくのは困難であるので、平成16年度からは就職に関する講義を毎週土曜日に開講している。

具体的には2年生用として「自己啓発と進路設計」（内容 自己を見つめ、これまで気がつかなかった自分を掘り起こし発見する事や、社会を知り、社会人として必要なマナーを学ぶ）という講義、3年生用として「職業の選択」（内容 社会人としての知識や教養、技能の修得、自己表現力の向上をめざす）という講義の計2科目を全学科の学生が履修でき、これらは卒業単位に含まれる選択科目として位置づけている。

資格取得等の講座に関しては、平成15年まではファイリング講座しか開講していなかったためであるが、こうした資格講座を増設して欲しいとの学生の要望もあり平成16年度には増設している。

具体的には、秘書検定2級・3級取得講座（計10回 9,800円）、公務員教養試験対策講座（計9回 8,700円）を実施した。就職に役立ちその上にリーズナブルな価格で提供できる2つの講座を前期に実施した。

この他には4年生内定者のためのセミナーを実施している。すなわち4年生の内定者に対しても社会に出る前に生じる様々な不安を払拭する為の講座を平成16年度より実施し

ている。すなわち、「新社会人としての常識マナー講座」と題して、就職する際に事前に知っておいた方がいい知識（電話の受け答え方、社内・社外文書の書き方、敬語・謙譲語等の遣い方等）を教授した。

なお、大学院生に対しては、学部生のような就職指導はできないが、就職情報については大学院教務助手を通じて情報提供を行っている。

【点検・評価】

平成 16 年度から実施した取り組みの点検・評価であるが、まず就職関連科目の授業化については、大学では通常講義を行っていない土曜日にこれを開講しているにも拘わらず履修率は 2 年生前期 62.2%、後期 51.2%、3 年生前期 70.8%、後期 54.6%と多くの学生が履修しており、就職に対する関心を喚起させていると考えられる。また、就職セミナーについても、3 年生の就職希望者に対する出席率が、15 年度は 59.1%、16 年度は 67.4%に増加しており、就職関連科目を履修することによって学生の就職に対する意欲の向上がみられ、そのことが出席率の増加に寄与したのではないかと考えられる。

4 年生内定者のためのセミナーについては、平成 16 年度から実施したので、実社会に出てからどの程度の効果があるのかは把握できていないが、受講者 24 名からは、自分たちが非常に不安に思っていたことがセミナーの中で網羅されているので、不安感が払拭され、就職するまでにどのような事を身に付けなければいけないか、ということが判ったという感想があった。

資格取得講座等の増設についてであるが、秘書検定講座の受講者は 348 名で、大学生の 18.5%が受講し、検定試験の合格率は、3 級 85.3%、2 級は 49.4%であった。この講座では、就職に必要な敬語やマナーまたは就職してから必要な知識を学ぶことができるため履修者が多かったのではないかと考えられる。また検定講座を受講したことによってその上の準 1 級をめざす学生が多く、本学では講座を実施していないにも拘わらず筆記試験に合格し面接講座を他校で受講する学生も見受けられる。このように資格取得に対する積極的な努力が見られ、講座を開講した意義があったと考えられる。

公務員講座の受講者は 45 名であったが、公務員受験のための勉強の仕方が判らない学生や、一般企業を受験する際の一般常識対策のために有効であった。

なお、就職内定率は 14 年度 81.9%、15 年度 73.0%であるが、14 年度就職希望率 70.9%、15 年度 70.5%であった。今後は就職率を上げることは勿論であるが、それと同時に就職希望率を上げることも極めて重要な問題点である。そのためには早い時期にインターンシップによる就業体験をさせることも重要な要素であると考えられる。現時点では、空間造形学科及び映像コミュニケーション学科では単位化されているものの、他の日本文化学科・国際文化学科・人間関係学科の 3 学科では科目として設定されていない。これら 3 学科は新学科と比べて総合的、教養的な性格を有していることもあって、なおさら早い時期から自らの方向性や専門性を考えさせていくよう指導しなければならないと考えられる。なお、国際文化学科観光文化コースでは、平成 19 年度より「ホテル実務」という科目によるホテルでのインターンシップが行われる予定である。

なお、大学院生についてはまだ平成 15 年度修了者が 2 名（1 名は大学院教務助手、1 名は一般企業へ就職）だけであり、平成 16 年度修了者も未定の者もあるので、点検・評価す

るデータが不足しているが、現状では就職にすぐに結びつく状況にはなく、今後大学院生についても就職指導を積極的に推し進めていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方針】

今後は、専門性の高い就職先をめざし、各学科の教員と就職総合センターとが今まで以上に連携を取り合って学生の満足を満たす就職を斡旋できるように対応していかなければならない。現在の就職活動は、非常に厳しい状況であり、筆記試験に通らないと、次のステップを踏めないのが現状で、本学では、筆記試験で失敗する事例が多く見られることから筆記試験対策を就職総合センターとしてどのように取り組んでいくかが課題となっている。

そこで平成17年度からは筆記試験対策(国語・論文・数理)のための科目を実施する予定である。具体的には、2・3年生「就職筆記試験対策(国語)」(前期)・「就職筆記試験対策(国語)」(後期)(内容は筆記試験(国語・論文)対策)・「就職筆記試験対策(数理)」(前期)・「表現A」(後期)(内容は筆記試験(数理)対策)をそれぞれ前期・後期2コマずつ土曜日の1・2限目にて開講予定である。

まずは1年次に自分の将来についてモチベーションを与えるためのセミナーを開催することが望まれる。すなわち入学時から自分の進む道を意識させ、将来自分がどのような職業に就くか、進学するのかまたは別な道を歩もうと思っているのか、そのためには今後どのようなことを行わなくてはいけないかを理解した上で、4年間の学生生活に対して目標を持たせその目標に向かって誘導することが必要である。

また、資格取得等の為の講座も就職総合センターで担当しているが、内定率を上げるための業務を優先するため現在の状況では前期2コマ、後期2コマ開講するのが現状の人員体制では精一杯であるが、また学生に対する費用負担に関しても考えていかなければならない。

【課外活動】

【現状の説明】

本学学生の課外活動は、一般に、短期大学と合同で行われている。課外活動に関わる組織としては「学友会」があり、全学生が正会員、教職員は特別会員となっている。会長は学長であり、この「学友会」から課外活動の助成金が出されている。「学友会」の組織として、a)学生会、b)運営委員会、c)クラブ委員会、d)顧問会が置かれているが、課外活動に関わる教員組織としては、学生部長を委員長とする学生委員会と各クラブの顧問によって構成される「顧問会」があり、「顧問会」は、学生部長の主導のもと、年1回の会議が定例となっている。

学生の組織としては、学生自治委員会があり、クラブ・同好会はその下部組織となり、別に学園祭を実施するために、りんどう祭実行委員会がある。

本学のクラブは、学生生活の充実向上を図ることを目的とし、10人以上の学生によって組織される学生団体である。活動は、大学・教職員・学生の相互の信頼と協力に基づいて行われる。クラブ数は、運動部関係が10クラブ、文化部関係が8クラブの18クラブであ

る。他に4同好会がある(下表 1)が、同好会には「学友会」からの助成金はない。

表 1

体育会系	テニス部、スキー部、バドミントン部、バレーボール部、バスケットボール部、舞踏研究部、スクーバダイビングクラブ、ラクロス部、ゴルフ部、サッカー部
文化系	児童文化部、美術工芸部、軽音楽部、茶道部、クラシック音楽研究部、華道部、古典芸能部、フォークソング部
同好会	太極拳同好会、アジア文化同好会、ダンス同好会、写真映像同好会

「学友会」の助成金には、学外合宿における顧問の引率旅費(宿泊を伴うものは、原則年1回)が含まれている。

クラブ活動以外の課外活動として、学園祭(大学・短大・高校・中学の全体で開催され、「りんどう祭」と呼ばれている。)が年1回、10月に開催されている。

[点検・評価]

本学の学生の課外活動に係る最高責任者は、学友会会長であり、課外活動は、学友会会長と学生委員会の指導の下で運営の概要が決められる。クラブの具体的な指導は、各クラブの顧問に委ねられ、学外の活動(合宿・対外試合)には、顧問が引率しなければならない。顧問は必ず専任教員でなければならないので、特に合宿等における引率には責任体制がとられている。

なお、課外活動の会計年度は、5月1日から4月30日と決算報告や計画の作成提出を考慮した年度設定としている。各クラブは、5月上旬に部員名簿、活動報告・決算報告、活動計画・予算案を学友会会長に提出しなければならない。こうした報告書は必ず提出が義務づけられており、年間の活動内容の決定や会計等は各部クラブ学生によって行われるが、顧問によって確認・指導が行われている。

学外活動の形態は、クラブによって異なる。例えば、スキー部は年1回の合宿のみであるが、引率教職員は安全上の配慮を考え毎年複数である。年2回の合宿を行っているクラブ、対外試合を積極的に行っているクラブなど、活動は多種多様である。

また、クラブ員はスポーツ保険の加入が義務化され、保険料の半額が大学から補助され、学生の負担を軽減させるとともに、万が一の事故などに備えている。

年1回開催される「りんどう祭」では、実行委員会が組織され、学生部長主導の下、年毎に盛大になってきている。この「りんどう祭」には、大学生から幼稚園児までの父母によって組織されている「父母会」も積極的に参加し、また稲城市をはじめとする地域の諸団体も参加している。

本学は小規模の大学でもあり、学内的な責任体制、組織的な指導・支援の有効性については、実質的な指導者の不足が半数のクラブに当てはまり、学生同士の指導に至る傾向が見受けられる。またクラブによっては学年および学科によるばらつきがあり、年度によっ

ても参加学生の数と熱意が異なっている。これらの事情が各クラブの発展を阻害する要因となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学の活性化を進めるためには、課外活動の積極的支援が必要である。クラブ活動は学生の自主的活動であるとは言え、学生だけに任せるのではなく、教員や職員が共々学生の活動に対して積極的に支援する必要がある。学内での活動には可能な限り参加し、技術的指導を含めた教育的アドバイスを伝え、活動の目的とする方向に向かって学生を導く方策をとらなければならない。